「特に優れた業績による奨学金返還免除内定候補者」募集要項
（2027（令和 9）年度 修士課程進学予定者対象）

1．制度概要

大学院で日本学生支援機構第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）の貸与を受けた学生で、貸与期間中に特に優れた業績を挙げることが見込まれる学生を対象に、その奨学金の返還免除を内定する制度です。次代の科学技術イノベーションや地域を担う優秀な低所得世帯の学部生等に対して、修士課程への修学に係る経済的不安を早期に解消し、進学へのインセンティブを高めることを目的としています。

2．対象

2027（令和 9）年度に修士課程への進学を希望しており、以下(1)～(3)の要件を満たす者。
なお、一貫制博士課程への進学を予定している者は、本制度の対象外です。

(1) 大学学部等において高等教育の修学支援新制度又は給付奨学金（旧制度）を利用している、または住民税非課税世帯であること
(2) 以下の特定分野へ進学を希望していること
- 科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・AI、量子、マテリアル等）
- 大学の強みや地域の強み等を生かした分野

(3) 将来上記（2）の分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められる者

※上記(1)～(3)を満たし内定者となった場合でも、入学後6か月以内に第一種奨学生(授業料後払い制度を含む)として採用されなかったときは、内定の効力を失います（入学直後から休学をする場合を含む）。

【修学支援新制度利用者に係る留意事項】

① 修学支援新制度の利用者とは、本内定制度推薦時点で支援区分が第Ⅰ区分～第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）又は多子世帯（支援区分は問わない）のいずれかの者です。
② 資産超過により停止となっている者は対象外となります。

【住民税非課税世帯に係る留意事項】

① 給付奨学生でない場合（過去に修学支援新制度を利用していても、既に満期を迎えている場合や廃止等で支援を受けていない場合を含む）は、学生等本人及び生計維持者（父母がいる場合は原則として父母2名）の直近の所得証明書を提出していただき、全員の市区町村民税所得割額が0円であることを確認します。

② 住民税非課税世帯の学生等本人及び生計維持者の資産の合計額が 5,000 万円未満であることの基準を満たしているかを確認するため、「資産の申告書」を記入のうえ、学生等本人と生計維持者の所得証明書を併せて提出していただきます。

【留意事項】

・私費外国人留学生は対象外です。
外国籍の学生の場合、「法定特別永住者」「永住者」「定住者」等のみが対象となります。
・「特定分野」は、申請書をもとに、大学院にて適切な分野を判断するため申請時の選択は不要です。

・内定となった分野と異なる分野に進学した場合には、内定の効力を失います。
・家計基準に基づく支援区分見直しにより、本内定制度申請時点で支援区分対象外による停止中の者及び資産超過により停止中の者は本内定制度の対象外です。
ただし、学業成績による停止中の者や本人都合による停止中の者であっても、支援区分が第Ⅰ区分～第Ⅲ区分、多子世帯（支援区分は問わない）のいずれかである者は本内定制度の対象となります。

3. 提出期日
2026 年12月1日（火） ～ 2027 年 1 月 15 日（金）17:00 まで ※郵送提出の場合、必着であること

4. 提出先・問い合わせ先

	ポートアイランド第 1 キャンパス	有瀬キャンパス
窓口提出	A 号館 1 階 2 番窓口 学生支援センター JASSO 奨学金窓口	1 号館 2 階 4 番窓口 学生支援センター JASSO 奨学金窓口
郵送提出 **※簡易書留等の記録が残る郵送方法でお送りください。**	〒650-8586 神戸市中央区港島 1-1-3 神戸学院大学 学生支援センター 「特に優れた業績による奨学金返還免除内定制度」担当	〒651-2180 神戸市西区伊川谷町有瀬 518 神戸学院大学 学生支援センター 「特に優れた業績による奨学金返還免除内定制度」担当

※窓口の問い合わせ対応時間は平日 9:00～11:45、12:45～17:00（土日祝除く）です。